

旭川市廃棄物減量等推進審議会の開催・運営に関する取扱い

1 開催日程の決定

事務局から、事前に郵送又はメールで開催候補日時を連絡します。委員の過半数が出席できる日時を調整し、開催日時を決定します。

2 会議の開催日時

開催日は平日とし、会議は午前１０時又は午後２時からの開始を基本とします。

3 会議の公開

審議会は、原則として公開します。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第７条各号に掲げる事項又は第８条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）のいずれかに該当するおそれがあると会議で認めた場合を除きます。

4 会議の傍聴

傍聴者の定員は、会議の都度、会場の広さ等を勘案し事務局が定めます。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定します。

傍聴者に対し、配布又は閲覧の方法により、会議資料を提供します。

傍聴ルールは次のとおりとし、傍聴者に配布します。

傍聴者のみなさまへお願い

- ・ 会議は静かに傍聴してください。
- ・ 傍聴者は発言はできません。
- ・ 委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないでください。
- ・ ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等掲げる等示威的行為をしないでください。
- ・ 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないでください。
- ・ このほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨げとなるような行為をしないでください。
 - ※ これらのルールが守られない場合は、退場していただくことがあります。
 - 円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。
 - ※ 御質問・御意見のある方は、会議終了後、事務局員へお申し出ください。

5 会議録の作成

会議録は、発言の要旨を記載した要点記録とし、内容については、会長の確認を得た後、市のホームページに掲載するなどの方法により公表します。

なお、委員の自由な発言機会を確保するため、発言者の氏名は公表しません。

6 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表します。